

令和5年鉢田市農業委員会12月定例総会議事録

日 時	令和5年12月25日（月）午後2時00分																																																																																	
場 所	市役所 2階 大会議室																																																																																	
出欠状況	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>氏名</th> <th>出欠</th> <th>番号</th> <th>氏名</th> <th>出欠</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1番</td><td>新堀 隆</td><td>出</td><td>13番</td><td>齊藤 新一</td><td>出</td></tr> <tr><td>2番</td><td>坪沼美知子</td><td>欠</td><td>14番</td><td>飯岡 政一</td><td>出</td></tr> <tr><td>3番</td><td>宇佐見達夫</td><td>出</td><td>15番</td><td>窪 伸衛</td><td>欠</td></tr> <tr><td>4番</td><td>菅谷 美尚</td><td>出</td><td>16番</td><td>山口 正重</td><td>出</td></tr> <tr><td>5番</td><td>永井 司</td><td>出</td><td>17番</td><td>閔根 薫</td><td>出</td></tr> <tr><td>6番</td><td>海東 一</td><td>出</td><td>18番</td><td>海老原康廣</td><td>出</td></tr> <tr><td>7番</td><td>草野 克信</td><td>出</td><td>19番</td><td>大貫 修一</td><td>出</td></tr> <tr><td>8番</td><td>平沼 要司</td><td>出</td><td>20番</td><td>小沼 藤雄</td><td>出</td></tr> <tr><td>9番</td><td>長峰 克巳</td><td>出</td><td>21番</td><td>菅谷 幸子</td><td>出</td></tr> <tr><td>10番</td><td>森作 秀裕</td><td>出</td><td>22番</td><td>井川 栄</td><td>出</td></tr> <tr><td>11番</td><td>小沼 正</td><td>出</td><td>23番</td><td>箕輪美代子</td><td>欠</td></tr> <tr><td>12番</td><td>永井 俊齋</td><td>出</td><td>24番</td><td>梶間 幸一</td><td>出</td></tr> </tbody> </table>				番号	氏名	出欠	番号	氏名	出欠	1番	新堀 隆	出	13番	齊藤 新一	出	2番	坪沼美知子	欠	14番	飯岡 政一	出	3番	宇佐見達夫	出	15番	窪 伸衛	欠	4番	菅谷 美尚	出	16番	山口 正重	出	5番	永井 司	出	17番	閔根 薫	出	6番	海東 一	出	18番	海老原康廣	出	7番	草野 克信	出	19番	大貫 修一	出	8番	平沼 要司	出	20番	小沼 藤雄	出	9番	長峰 克巳	出	21番	菅谷 幸子	出	10番	森作 秀裕	出	22番	井川 栄	出	11番	小沼 正	出	23番	箕輪美代子	欠	12番	永井 俊齋	出	24番	梶間 幸一	出
番号	氏名	出欠	番号	氏名	出欠																																																																													
1番	新堀 隆	出	13番	齊藤 新一	出																																																																													
2番	坪沼美知子	欠	14番	飯岡 政一	出																																																																													
3番	宇佐見達夫	出	15番	窪 伸衛	欠																																																																													
4番	菅谷 美尚	出	16番	山口 正重	出																																																																													
5番	永井 司	出	17番	閔根 薫	出																																																																													
6番	海東 一	出	18番	海老原康廣	出																																																																													
7番	草野 克信	出	19番	大貫 修一	出																																																																													
8番	平沼 要司	出	20番	小沼 藤雄	出																																																																													
9番	長峰 克巳	出	21番	菅谷 幸子	出																																																																													
10番	森作 秀裕	出	22番	井川 栄	出																																																																													
11番	小沼 正	出	23番	箕輪美代子	欠																																																																													
12番	永井 俊齋	出	24番	梶間 幸一	出																																																																													
事務局	櫻井局長 海老原局長補佐兼係長 鬼澤係長 菅谷主査																																																																																	
議長	14番 飯岡政一（会長）																																																																																	
議事録署名人	21番 菅谷 幸子 22番 井川 栄																																																																																	
書記	海老原局長補佐兼係長																																																																																	
議題	議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について 議案第2号 農地法第4条の規定による転用許可について 議案第3号 農地法第5条の規定による権利の設定、移転を伴う転用許可について 議案第4号 農用地利用集積計画の決定について 議案第5号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議（案）について 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出について																																																																																	

	<p>報告第3号 農地法制限除外の届出について 報告第4号 農地法第3条の規定による許可の取り消しについて</p> <p>その他</p>
事務局	<p>(開会)</p> <p>定刻となりましたので、令和5年鉾田市農業委員会12月定例総会を開会いたします。</p> <p>開会に先立ちまして、飯岡会長からご挨拶をお願いします。</p>
会長	<p>どうも皆さん、こんにちは。今年最後の定例総会ということで、ご苦労さまでございます。</p> <p>案件のほうは、幾らか今回は少ないという感じでありますけれども、世界的に見れば、振り返ってみればもう1年10ヶ月もロシアとウクライナの戦争が続いておりまして、非常に何万人という方が亡くなっています。それだけでは済まされなく、イスラエルのパレスチナ、ハマス自治区の戦闘が続いて、こちらのほうも何万人という方が亡くなっています。世界的には非常に人口が戦争で、この時代に戦争が起きているということは、我々、平和国家日本に住んでいて他人事のようには感じられますけれども、実際我々の影響は物価高に、そういう戦争の影響で物価高に非常に苦しんでいるところでございます。</p> <p>国内においては、政治家が安倍派と岸田派、今マスコミが流しているのはそれだけだけれども、全般的にはこういう形で議員方がパーティーを開きながら、キックバックを受けながらやっているような、そういう政治で、大分政治のほうも不信も、こういう影響で若者が投票に行かないということになり、これもやはり政治家の問題だと思って政治家が認識していただけなければ、我々にどうすることもできません。その政治家を選ぶのもやはり私たちでございますので、よく目を開きながら、やはりそういうことで一つ皆さんも今のニュースでこういうことが毎日のように起きておりますので、非常に関心はあると思いますので。</p> <p>この鉾田市においてもやはり物価高で困っている方が非常にいると思います。私、毎回毎回言いますけれども、サツマイモは若干高値でほぼ平年並みの値段で収まっておりますけれども、ビニール、燃料、肥料、全部物価により上がっておりまして、やはり農家の方は非常に苦しんでいるのではないかなど思います。米に関してはなおさらのこと、人間が食べる米よりも飼料米という、ああい</p>

	<p>う米のほうが高いということで、世の中非常に逆転しているような、そんな感じでございます。人口減少でこれから食べる人もどんどん少なくなってきておりますけれども、野菜とそういうサツマイモが今のところメインでございます。鉾田市の産業においては、やはり農業が基幹産業の第1番目となっておりますので、皆さん農業委員会としても、農地を守ることが非常に頑張っているのではないかなど思います。我々もこうした状況で、これからも1種農地を守っていくような、そういうふうにやっていきたいと思います。</p> <p>いろいろな案件がありますけれども、毎回毎回総会に出てくる案件の中に始末書添付という、そういう形で処理されている案件もありますけれども、この始末書、いつも私思うのですが、始末書添付、始末書添付と言いますけれども、始末書は何回書いても、何やっても同じです。何のペナルティーも何もないのです。実際私たち農業委員は、これを本当に分からぬでやってしまったのだなというやつもあれば、これは分かっていたのだけれども、後で修正すれば何とか農業委員会は始末書だけつけてやれば通してくれるのだとう、そういう甘い認識でやる人と2種類いると思うのです。だけれども、そういう甘い考えでは農業委員会の機能があっても、組織そのものがあまり活躍できないので、もう少しそういうところを皆さんで議論していただきて、これからは優良農地を守る、そういう形で私をはじめ皆さんもそういう認識の下でやっていければいいなと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。</p> <p>長くなりましたが、今日も一日審議よろしくお願ひいたします。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。</p> <p>定例総会の議長につきましては、鉾田市農業委員会会議規則第14条第1項の規定により会長が当たることになっております。議事進行を飯岡会長にお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは、ただいまの出席委員は21名であります。農業委員会等に関する法律第27条第3項に基づく、総会を開く定足数に達しておりますので、鉾田市農業委員会12月定例総会を開会いたします。</p> <p>本総会に提案する議案は告示のとおりでございます。</p> <p>本総会を1日限りと決定したいと思いますが、よろしゅうござりますか。</p>
議長	<p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議なしと認めます。会期については本日1日限りといたしま</p>

	す。
議長	<p>次に、会議録署名人の選任でございますが、議長において指名することでの異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議長	<p>ありがとうございます。異議なしと認めます。会議録署名人に、21番 菅谷幸子 委員、22番 井川栄 委員の両名をご指名いたします。</p>
議長	<p>なお、本日の会議書記には、事務局職員の海老原局長補佐をご指名いたします。</p>
議長	<p>議案の審議に入る前に諸報告を行います。 2番、坪沼委員、15番、窪委員、23番、箕輪委員から欠席する旨の届出がございましたので、皆さんにご報告をいたします。</p>
議長	これより議事に入ります。
	(議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について)
議長	それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可について」を議題といたします。
議長	番号1番から番号18番を一括して上程いたします。事務局の説明を求めます。
事務局	番号1番から番号18番までご説明いたします。申請件数につきましては18件、地目、畑33筆、田20筆、計53筆。面積は9万2,204平方メートルでございます。契約内容につきましては、売買14件、普通贈与3件、特定遺贈1件となっております。いず

	<p>この案件につきましても、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えられます。詳細につきましては、農地法第3条審査表を御覧いただきたいと存じます。</p> <p>以上でございます。</p>
議 長	<p>それでは、番号1番から番号2番について地元委員の説明を求めます。</p>
宇佐見達夫委員	<p>3番、宇佐見です。1番について説明します。</p> <p>譲渡人、[REDACTED]さんと譲受人、[REDACTED]さんは親子関係になります。今回後継者である[REDACTED]さんへ贈与という形になります。[REDACTED]さんは、実習生を3人ほど使い、葉物野菜、メロンを作付しているとのことです。問題ない案件だと思いますので、よろしくご審議お願いします。</p>
	<p>続いて、2番について説明します。譲渡人、[REDACTED]さんと譲受人、[REDACTED]さんは親戚の間柄になります。[REDACTED]さんは、相続でこの水田を取得しましたが、85歳の高齢ということもあります。管理できないので、親戚である[REDACTED]さんに売買するということになったということです。[REDACTED]さんは、水田中心のサツマイモ等を作付しています。こちらも問題ない案件だと思いますので、よろしくご審議のほどお願いします。</p>
議 長	<p>続きまして、番号3番について地元委員の説明を求めます。</p>
平沼要司委員	<p>8番、平沼です。3番に対してご報告をいたします。</p> <p>譲受人、[REDACTED]さんと譲渡人、[REDACTED]さんは親戚の間柄でございます。このたび[REDACTED]さんの経営規模拡大ということで、売買契約が円満にまとまったということです。[REDACTED]さんは、葉物野菜を作っております。経営面積も70アールあり、[REDACTED]さんも熱心に取り組んでおります。申請地を取得後は、サツマイモを作るということです。</p> <p>以上の理由から、譲受人は農作業に常時年間150日以上従事しており、取得後も耕作の事業を行うと認められ、地域との調和要件においても支障はないと考えられます。つきましては、農地法第3条第2項の権利移動に係る許可要件について問題ないと思われますので、よろしくご審議のほどお願いします。</p>
議 長	<p>続きまして、番号4番、番号5番について地元委員の説明を求めます。</p>
永井俊齋委員	<p>12番、永井です。申請番号4番についてご説明します。</p>

	<p>譲渡人、■さんと譲受人、■さんは知人の間柄でございます。このたび■さんの経営規模拡大のため、売買契約が円満にまとまったということでございます。■さんは夫婦で農家を行い、サツマイモを中心菊なども栽培しております。</p> <p>以上のことから、譲受人は専業農家として農業を行い、取得後も耕作を行うと認められます。つきましては、農地法第3条第2項の権利移動に係る許可要件について問題ないと思われますので、よろしくご審議のほどお願ひいたします。</p> <p>続きまして、申請番号5番についてご説明します。譲渡人、■さんと譲受人、■さんは親子の間柄でございます。このたび■さんの経営の安定化を図るため、贈与契約が円満にまとまったということでございます。■さんは近くの会社に勤めながら病弱な母を助け、家業の農業を手伝っていました。今回農業後継者として、米、サツマイモを中心とした農業を行うということでございます。</p> <p>以上のことから、譲受人は贈与後も耕作を行うものと認められます。つきましては、農地法第3条第2項の権利移動に係る許可要件について問題ないと思われますので、よろしくご審議のほどお願ひいたします。</p>
議長	続きまして、番号6番について地元委員の説明を求めます。
山口正重委員	<p>16番、山口です。申請番号6番についてご説明いたします。</p> <p>譲受人、■さんと譲渡人、■さんは親子関係でございます。このたび■さんが権利を譲与するということでございます。■さんはメロンを中心とした経営をしており、年間150日以上の作業に従事しており、別に問題のない案件だと思われますので、よろしく審議のほどお願ひします。</p>
議長	続きまして、番号7番について地元委員の説明を求めます。
海老原康廣委員	<p>18番、海老原です。番号7番についてご説明します。</p> <p>譲受人、■さんと譲渡人、■さんは親戚関係の間柄でございます。このたび■さんの経営規模拡大ということで、売買契約が円満にまとまったということです。■さんはメロンを中心とした農家であり、研修生を使っており、後継者も熱心に取り組んでおります。</p> <p>つきましては、農地法第3条2項の権限移動に係る許可要件について問題ないと思われますので、よろしくご審議のほどお願ひします。</p>

議長	続きまして、番号8番について地元委員の説明を求めます。
大貫修一委員	<p>19番、大貫です。8番について説明します。</p> <p>譲渡人、■さんと譲受人、■さんは近所の間柄で、もともと■さんは■さんのこの畑を作付しており、これからも■さんは作付しないので、このたび買ってくださいとのことで売買となったわけです。■さんは、この畑は水分が抜けないので、あまり欲しくはなかったということでしたが、そういうことで話が決まったということあります。■さんは、大根、サツマイモ、ニンジン、キャベツ、ジャガイモなどを大々的に作っており、日本人の実習生や外国人実習生などを雇用しております。何ら問題ない案件と思われますので、よろしくご審議ください。</p>
議長	続きまして、番号9番、番号10番について地元委員の説明を求めます。
菅谷美尚委員	<p>4番、菅谷です。9番についてご説明いたします。</p> <p>譲渡人、■さんと譲受人、■さんは親戚関係のことです。■さんは相続で農地を取得しましたが、自分で農業はできないため■さんに相談したところ、現在神奈川在住なのですが、農地がある大蔵地区に移住して農業をすることです。■さんは、新規就農のため地元の農家さんに当面お世話になることで、12月14日にお世話になる農家さんに話をさせてもらい、問題なくサポートすることでした。問題のない案件と思われますので、よろしくご審議お願いします。</p>
	<p>続きまして、10番についてご説明いたします。譲受人、■さんと今は亡き■さんは姉、弟の関係だそうです。遺言で姉の■さんに相続してもらうことになったそうです。■さんは、相続された農地でサツマイモを作付することです。問題のない案件と思われますので、よろしくご審議お願いいたします。</p>
議長	続きまして、番号11番についての地元委員の説明をお願いします。
菅谷美尚委員	<p>11番についてご説明いたします。</p> <p>譲受人の■さんは中国籍で、譲渡人の■さんとは知人の関係だそうです。■さんがコマツナ、トマトを中心に農家を経営しているそうです。ミニトマトを作るハウスを建てる農地を探していたところ、■さんが自分の農地を譲ってもいいということで話がまとまったそうです。■さんは、農地にハウスを作り、ミニトマトを作したいとのことです。よろしくご審議をお願いいたします。</p>

<p>議 長</p> <p>菅谷幸子委員</p>	<p>続きまして、番号12番、番号13番について地元委員の説明を求めます。</p> <p>21番、菅谷です。12番について説明いたします。</p> <p>譲受人、[REDACTED]さんと譲渡人、[REDACTED]さんは親子の間柄です。このたび経営規模拡大ということで、売買が円満にまとまったということです。[REDACTED]さんは、皆さんもご存じのとおり、[REDACTED]がありますが、この[REDACTED]さんは主にコマツナを中心に作っております。問題ない案件と思われますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。</p> <p>続いて、13番ですが、譲渡人の[REDACTED]さんはお母さんに当たります。どちらも息子さんに売買するということでまとまったという案件であります。よろしくご審議のほどお願いいたします。</p>
<p>議 長</p> <p>小沼藤雄委員</p>	<p>続きまして、番号14番、番号15番について地元委員の説明を求めます。</p> <p>20番、小沼です。譲受人、[REDACTED]さんは中国国籍で、譲渡人の[REDACTED]さんは売買を通しての間柄でございます。このたび[REDACTED]さんの農業経営規模拡大ということで、売買契約が円満にまとまったということでございます。[REDACTED]さんは、宮城県で[REDACTED]を経営し、287アールを経営し、水稻、カンショを栽培し、アイガモを年間10万羽ほど飼育しています。申請後は鉢田市に移住し、水稻、カンショを栽培し、アイガモを飼育していきたいということでございます。</p> <p>以上のような理由から、譲受人は取得後も耕作の事業を行うと認められ、地域との調和要件においても支障はないと考えられます。つきましては、農地法第3条第2項の権利移動に係る許可条件について問題ないと思われますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。</p>
<p>議 長</p> <p>小沼藤雄委員</p>	<p>14番。</p> <p>譲渡人、[REDACTED]で[REDACTED]さんが売買ということで、譲受人、[REDACTED]さん、経営規模拡大ということで、葉物などを経営しております。申請地を取得後、規模を拡大していくということでございます。</p> <p>以上の理由から、譲受人は耕作の事業を行うと認められ、地域との調和要件においても支障は考えられないと思いますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。</p>

議 長	<p>続きまして、番号16番、番号17番について地元委員の説明を求めます。</p>
井川栄委員	<p>22番、井川です。16番についてご説明いたします。</p> <p>譲受人、[REDACTED]さんと譲渡人、[REDACTED]さんは近所の間柄であります。以前から[REDACTED]さんの自宅の周りの[REDACTED]さんの土地を譲ってくれないかというお話をしています、このたび円満に話がまとまったそうでございます。[REDACTED]さんは兼業農家でありますので、現在は退職をして家の周りの農地、米づくりなどを中心に経営している農家であります。問題ない案件でありますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。</p>
議 長	<p>続きまして、17番の譲受人、[REDACTED]さんと譲渡人、[REDACTED]さんは、[REDACTED]さんの出生地が箕輪ということで、このたび[REDACTED]さんが実家の農地を相続したということであります。[REDACTED]さんは千葉県に住んでおりまして、農地の経営が難しいということで、土地を整理したいということで、[REDACTED]さんの土地のそばに水田がありまして、それを買ってもらえないかという話がありました、このたび円満に話がまとまったということです。[REDACTED]さんは工務店を経営していますけれども、奥さんと2人で[REDACTED]を経営しております。何ら問題ない案件でありますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。</p>
梶間幸一委員	<p>続きまして、番号18番について地元委員の説明を求めます。</p> <p>24番、梶間です。18番についてご説明いたします。</p> <p>譲受人、[REDACTED]さんと譲渡人、[REDACTED]さんは知人の間柄です。このたび[REDACTED]さんの経営規模拡大ということで売買契約が円満にまとまったということです。[REDACTED]さんは[REDACTED]を経営しており、取得後、子供たちに体験学習をさせたいということです。問題ない案件と思われますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。</p>
議 長	<p>それでは、番号1番から番号18番について質疑に入ります。質疑を許します。</p> <p>はい、どうぞ。</p>
大貫修一委員	<p>19番、大貫です。整理番号9番で[REDACTED]人が農業を鉢田に来て始めようとしているのですが、ちょっとさっきの話だと、80になって農業をまた始めようという人もいないと思うのです。</p>

議長	分かりますか。
菅谷美尚委員	本人自体は80歳近いものですけれども、何か子供さんも一緒にこっちに来られて始まるような感じなのです。農家さん、委託するというよりは、初め教えてもらう農家さんに行ったのですけれども、農家専門にやっている人で面倒見るということなので、相続した地が大蔵地区というところにあって、そこに移住して始めるような感じなので、よいのではないかと思って話は聞いてきたのですけれども、どうなのですかね。
大貫修一委員	分かりました。できるでしょう。
菅谷美尚委員	もしかしてその方ができなかつたらば、面倒を見てくれる方が多分引き受けて農地はやってくれると思います。
議長	そのほかについて質疑どうでしょうか。
	(質疑なしの声あり)
議長	質疑なしと認めます。 これより採決をいたします。 番号1番から番号18番について申請どおり許可と決定することにご異議ございませんか。
	(異議なしの声あり)
議長	異議なしと認めます。番号1から番号18番を申請どおり許可と決定いたします。
	(議案第2号 農地法第4条の規定による転用許可について)
議長	続きまして、議案第2号 「農地法第4条の規定による転用許可について」を議題といたします。

議 長	番号1番を上程いたします。事務局に説明させます。
事 務 局	<p>番号1番、申請地、[REDACTED]、地目、畠、面積455平方メートル。申請人、[REDACTED]、[REDACTED]。転用施設、農業用倉庫、172.24平方メートル。事由、現在使用している農業用倉庫が手狭なため、自宅に隣接する申請地に農業用倉庫を整備したい。詳細につきましては、現地調査意見書を御覧いただきたいと存じます。</p> <p>以上でございます。</p>
議 長	<p>それでは、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、[REDACTED]番、[REDACTED]の退席を求めます。</p> <p>([REDACTED]番 [REDACTED] 委員 退室 午後2時30分)</p>
議 長	それでは、現況調査員の調査報告を求めます。なお、地元委員も兼ねておりますので、続けてお願ひいたします。
閑根薰委員	<p>17番、閑根です。1番について報告いたします。</p> <p>去る12月15日、山口委員、海老原委員、私と3名、事務局方を加えて現地調査を行いました。場所については、地図1ページ、左側中央の位置になります。詳細につきましては、私が引き続き説明したいと思います。</p> <p>申請地は現地調査意見書、位置環境であり、農地区分は第1種農地と判断しました。農地転用許可基準から判断して、転用目的、位置環境、実現の確実性、計画面積等もいずれも適と認め、3人の総合意見として可と判断しましたので、ご報告いたします。</p> <p>なお、4条について、引き続き私の案件を説明いたします。地図は、先ほど1ページの左側を御覧になって、国道51号線、旭東小学校入り口の荒地交差点のところより沢尻地内、海岸方面に向かって1キロほど、集落内の[REDACTED]さんの自宅の倉庫の隣になります。申請人は[REDACTED]さん、申請地、農業用倉庫として172.24平米、坪にすれば52.103坪ぐらいになります。転用理由は、現在の農業用倉庫が手狭なため、自宅に隣接する申請地に農業用倉庫を建築したいということで、農地転用の申請をされたことです。</p> <p>追加情報として、申請人の職業や家族構成など問題ない案件と思われますので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。</p>
議 長	それでは、番号1番について質疑に入ります。質疑を許します。

	(質疑なしの声あり)
議長	<p>質疑なしと認めます。 これより採決をいたします。 番号1番を申請どおり許可と決定することに、ご異議ありませんか。</p>
	(異議なしの声あり)
議長	異議なしと認めます。番号1番を申請どおり許可と決定いたします。
議長	■番、■委員の入場を認めます。
	(■番 ■ 委員 入場 午後2時34分)
	(議案第3号 農地法第5条の規定による権利の設定、移転を伴う転用許可について)
議長	続きまして、議案第3号 「農地法第5条の規定による権利の設定、移転を伴う転用許可について」を議題といたします。
議長	番号1番を上程いたします。事務局に説明させます。
事務局	<p>番号1番、権利、使用貸借。申請地、■。 地目、畠、面積386平方メートル。使用借人、■。 ■、■。使用貸人、■、■。</p> <p>転用施設、進入路386平方メートル。事由、農業用作業場への進入路が狭いため、申請地を利用して拡幅したい。詳細につきましては、現地調査意見書を御覧いただきたいと存じます。</p> <p>以上でございます。</p>
議長	現況調査員の調査報告を求めます。なお、地元委員も兼ねておりますので、続けて説明願います。

山口正重委員	<p>16番、山口です。1番について報告いたします。</p> <p>場所については、地図1ページの右側の位置になります。詳細につきましては、この後説明いたします。</p> <p>申請地は、現地意見書を御覧ください。農地部分は、第1種農地と判断しました。農地転用許可基準から判断して、転用目的、位置環境、実現の確実性、計画面積等、いずれも適と認め、3人の総合意見として可と判断しましたので、ご報告いたします。</p> <p>続きまして、地元委員なので、詳しく説明いたします。場所は、地図1ページの右側になります。県道110号線を水戸方面に向かい、JAほこたスタンド十字路を左折して、2つ目の丁字路をまた左折して、800メーターぐらい行ったところです。譲受人、■■さんと譲渡人、■■さんは知人の間柄でございます。このたび■■さんの農作業用作業場への進入路が狭いため、また大型が入れないということで、申請地を利用して道を広げたいということでございます。■■さんは、日本人の妻を持ち、日本国籍を所得しております、問題のない案件と思われますので、よろしく審議のほどお願いします。</p>
議長	<p>番号1番について質疑に入ります。質疑を許します。</p> <p>(質疑なしの声あり)</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これより採決をいたします。</p> <p>番号1番を申請どおり許可と決定することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。番号1番を申請どおり許可と決定いたします。</p> <p>(議案第4号 農用地利用集積計画の決定について)</p>
議長	続きまして、議案第4号 「農用地利用集積計画の決定について」

	を議題といたします。
議 長	事務局に説明させます。
事 務 局	<p>申請件数につきましては、105件、合計で200筆、面積42万1,944平方メートルです。利用権の種類でございますが、賃貸借93筆、使用貸借107筆となっております。内訳につきましては、新規64筆、再設定105筆、集積一括31筆となっております。</p> <p>以上でございます。</p>
議 長	<p>これより質疑に入ります。質疑を許します。</p> <p>(質疑なしの声あり)</p>
議 長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これより採決をいたします。</p> <p>議案第4号を、農用地利用集積計画を決定することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	異議ないものと認め、申請どおり決定いたします。
	(議案第5号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議（案）について)
議 長	続きまして、議案第5号 「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議（案）について」を議題といたします。
議 長	事務局に説明させます。
事 務 局	<p>議案第5号についてご説明いたします。</p> <p>この件につきましては、令和元年に奈良県、大分県で農業委員が</p>

議長

農地法違反、収賄の容疑で逮捕されたことを踏まえて、全国農業会議所では、度重なる農地転用に係る不祥事が発生したことを踏まえ、令和元年度全国農業委員会会長大会において、「農業委員会の委員等の綱紀保持に関する申し合わせ」を決議しております。これにより、毎年総会で「法令遵守の申し合わせ決議」が求められているため、この決議の趣旨にのっとり、今年も同様に行うものであります。農業委員会等に関する法律第14条「委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする」。規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役または50万円以下の罰金が科せられることとなります。第31条「農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない」と制限されております。第33条「会長は、農林水産省令で定めるところにより、議事録を作成し、これをインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない」とされており、議事録の公表につきましては、定例会の議事録を窓口とホームページ上で公表しております。

それでは、農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議（案）について読み上げます。

私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、農業者の公的な代表機関である農業委員会組織の一員として、法令に則り適正に農地制度を運用し、農地利用の最適化を実現する責務を負っている。

特に、農地制度に基づく許認可に係る事務については、個人情報に接することも多く、公平・公正な運用はもちろんのこと、個人情報保護も徹底しなければならない。

私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、高い倫理観を持ち、法令遵守を徹底するため、下記事項についてここに申し合わせ、決議する。

1. 農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚し、法令に則り適正に農地制度を運用すること。特に、農業委員会法第31条の議事参与の制限、同第33条の議事録の公表を適切に実施して、農業委員会の議事の公正さを確保すること。

2. 農業委員、農地利用最適化推進委員としての高い倫理観を維持し、法令遵守を徹底するための研修等を実施すること。

令和5年12月25日、鉢田市農業委員会。

以上でございます。

それでは、これより質疑に入ります。質疑を許します。

（質疑なしの声あり）

議 長	<p>質疑なしと認めます。 これより採決をいたします。</p> <p>議案第5号農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議（案）については、原案どおり決定することでご異議ございませんか。</p> <p>（異議なしの声あり）</p>
議 長	<p>異議ないものと認め、原案どおり決定いたします。</p> <p>（報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について）</p>
議 長	<p>続きまして、報告第1号 「農地法第18条第6項の規定による通知について」を議題といたします。</p> <p>事務局の説明により、報告に代えさせていただきます。</p>
事 務 局	<p>3件の届け出がございました。4筆で面積は9, 618平方メートル。いずれも合意解約となっています。</p> <p>以上でございます。</p> <p>（報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出について）</p>
議 長	<p>報告第2号 「農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出について」を議題といたします。</p> <p>事務局の説明により、報告に代えさせていただきます。</p>
事 務 局	<p>10件の届出がございました。74筆で面積につきましては、合計で14万2, 500平方メートルでございます。いずれも相続による所有権移転となっております。</p> <p>以上でございます。</p>

	(報告第3号 農地法制限除外の届出について)
議長	<p>続きまして、報告第3号 「農地法制限除外の届出について」を議題といたします。</p> <p>事務局の説明により、報告に代えさせていただきます。</p>
事務局	<p>1件の届出がございました。番号1番、届出地、[REDACTED] [REDACTED]、地目、畠、面積73平方メートル。申請人、[REDACTED] [REDACTED]、[REDACTED]。転用施設は農業用倉庫となっております。</p> <p>以上でございます。</p>
	(報告第4号 農地法第3条の規定による許可の取り消しについて)
議長	<p>続きまして、報告第4号 「農地法第3条の規定による許可の取り消しについて」を議題といたします。</p> <p>事務局の説明により、報告に代えさせていただきます。</p>
事務局	<p>番号1番、申請地、[REDACTED]、畠、203平方メートル。譲受人、[REDACTED]、[REDACTED]。譲渡人、[REDACTED] [REDACTED]、[REDACTED]。取消事由、申請地の西側に宅地にする予定があり、家庭菜園として利用する可能性があるため。取消年月日、令和5年11月21日。令和5年10月25日に許可した案件でございます。</p> <p>以上でございます。</p>
議長	以上で、議案の審議及び報告を終わります。

議 長	<p>続きまして、何かありましたらばお願いいいたします。 事務局、どうぞ。</p>
事 務 局	<p>お手元に、まず一番最初に、「第62回鹿島地区農業委員・推進委員研修大会について」という1枚の紙があると思います。こちらのほうは、令和6年2月15日木曜日、大洋公民館で開催されます。今年度は鉾田市が事務局となっておりますので、必ず皆さんの出席をお願いいたします。こちらのほうは、鹿嶋市、神栖市の農業委員・推進委員も出席しますので、よろしくお願いします。</p> <p>続きまして、農業者年金の加入促進ニュースというものがあると思うのですけれども、こちらのほうのまず資料の20ページのほうを御覧いただきたいと思います。令和5年度の市町村の農業委員会における全体の新規加入のランキングがあるのですけれども、現在鉾田市が新規加入者数が16名ということでランキングが1位になっております。こちらにつきましては、農業委員皆様の農業者年金の推進活動によるもので、結果が出ていると考えられます。また、その後の22ページ、そちらのほうにあるように、令和5年度の市町村別女性新規加入ランキング上位ということで、こちらも女性の新規加入者数が7名と長崎県南島原市と同率の1位となっております。今年度は夫婦で入ってくれる方が多かったためございます。今後、3月までの集計でランキングのほうが決まっていきますので、新規加入者が伸び悩んで追い越されないように、引き続き推進活動のほうをしていただければと考えております。また、3位に行方市が入っておりますので、行方市のほうは、ここ数年、かなり推進活動に力を入れておりますので、鉾田市もランキングを落とさないように力を入れて推進していただければと考えております。よろしくお願いします。</p> <p>あと、農業者年金に関連しまして、今年度、農業者年金のほうを夫婦で加入していただきました宇佐見委員のほうが、12月11日に「のうねん」という情報誌の取材を受けていただきました。取材には、全国農業会議所で取材にきました。また、会長におかれましては、12月の18日に取材のほうをお受けいただきました。本年度の鉾田市の取組において事務局のほうでも菅谷主査にも受けいただきました。また情報がありましたら、お伝えしたいと思います。</p> <p>あともう一点なのですけれども、忘年会の収支決算報告書というものがあると思うのですけれども、こちらについては後で目を通していただければと思います。</p> <p>以上でございます。</p>
議 長	そのほかについて皆様から何かありましたらお願ひします。

	はい、どうぞ。
大貫修一委員	<p>19番、大貫です。皆さん、こんにちは。先月の忘年会のほうご苦労さまでございました。おかげさまで大変盛り上がって、プロと言われてもおかしくないような歌が上手な人もこのたびは参加してもらいまして、大変盛り上がりました。それでも7人も欠席ということが、議長らも市長も来る中でちょっと少ないなという感じを持ちましたので、冬場はインフルエンザとかコロナとか体調が悪い方もおりますと思いますけれども、体調不良でなければなるべく出席してくれるよう、これからお願ひしたいと思うのです。</p> <p>また、会長に旅行委員として、そういうのを企画してやってくれるということで、私とか海老原委員なんかは何回も宴会場に足を運んで調整をしていましたが、旅行委員が3人欠席ということで、ちょっとこれは残念であります。この次のこういうイベントは、申し訳ないのだけれども、宇佐見委員と小沼代理にやってもらいたいと思いますので、よろしくお願ひします。前回欠席ということで、申し訳ないけれども、よろしくお願ひします。</p> <p>それから、話は替わりますが、12月20日の県民文化センターにおいての地域計画策定のための意向調査についての講演会なのですけれども、私なんかは最初の前半は居眠りして怒られた次第なのですが、後半のほうはそういう地域計画のための話を東海村の出身の人が話しているので、みんな聞いてもらいたいなと思ったので、こういう講演会は出席してくれるようにお願いしたいと思いました。どうもありがとうございました。</p>
議 長	<p>私のほうから皆様に、委員会のほうの何か段取り取っていただいてご苦労さまでございました。ありがとうございました。次回も何かありましたらよろしくお願ひします。</p> <p>続きまして、何かそのほかにありますか。</p> <p>事務局からどうぞ。</p>
事 務 局	<p>先ほどお話ししました2月15日、こちらのほうは鹿島地区農業委員・推進委員研修大会となりますので、できるだけ全員の出席をお願いしたいと思います。</p> <p>以上でございます。</p>
議 長	<p>それでは、皆様のほうからその他について何か。</p> <p>もう一つ、そういうことで大貫委員、お願ひします。</p>
大貫修一委員	<p>すみません、何回も。農地の権利移動制限の主な許可基準にちょっと目を通してみると、許可になる条件が権利を取得しようとする</p>

	<p>者またはその世帯員等が機械の所有など、農業経営に関して農業に供すべき農地等の全てを効率的に利用して耕作すると認められない場合、これ1号なのですけれども、4号は権利を取得しようとする者またはその世帯員が農業に必要な農作業に従事すると認められない場合とあるのですけれども、私は先月も言いましたけれども、■の■が農業をすると思えないのですけれども、最低でも農業機械くらい用意してやってもらわなくとも、格好だけでもつけてもらいたいのだけれども、農業としての活動がないのですけれども、そこら辺は1回通したから、あとは通すほかないのだという考え方知らないけれども、私も最初の頃言わなかったのが悪いのですけれども、だんだん少しずつ覚えてきたので、こういう意見も言うようになりました。どうですか、委員会として、事務局として。</p>
議 長	事務局、何かそのことについて。
事 務 局	<p>大貴さんおっしゃるとおり、要件は機械だったり、あと従業員人数というところがあるのですけれども、先ほどおっしゃっていた■■さんの件に関しては、きちんと農機具も持っていて、耕作もやっているそうなので、前回通したからというわけではないのですけれども、そこに関しては基本的にどんな形であっても、皆さん従業員人数だったり機械だったりというのは聞き取りで確認してもらった上で、地元委員として説明をしてもらっているというふうに、こちらでも考えているので、最低限案件があった場合は、その辺りの確認等はしていただければと思います。当然市外の農家さんだったりとかという場合には、今回もありましたけれども、菅谷委員等と行った市外の調査も事務局のほうは同行していくようになりますので、ぜひ案件に関してよく確認をした上で報告等はやってもらえればなと思います。</p>
大貴修一委員	分かりました。
議 長	<p>そういうことでお願いします。 その他について何かありましたらばお願ひいたします。</p>
	(発言なし)
議 長	ないようなので、私からも一言、ここで皆さん、あまりこういうことを言ってはいけないかもしれないけれども、毎月案件上がってきますけれども、大分中国人の方が会社、代表の法人で土地をどんどん取得しておりますけれども、それに負けないように我々鉢田

に、住民の方も負けないようにやっぱり農業に関して頑張っていただければいいなと思っております。なぜこういうふうに私が思うかというのは、別に中国人だろうがアメリカ人だろうが、何でも一生懸命農業をやっていただければ、それにこしたことはないのですけれども、生まれたときから日本で生まれたのであって、もともと中国で多分生まれたと思うのですが、中国の常識と日本の常識がこれがやはり合致しないと困るのです。なぜかというのは、農業をやることに関しては別に鉢田市が農業生産高を上げることに関して、これが一番空いている土地を借りて、また30年もつくっていない、そういうところでも地目が畠だった場合には、そういう人は自分で探ってきて、畠だから何とか借りられるようにということで手続をやって借りてやっていて、そういうことでは耕作放棄地解消するために非常にいいのです。ただ、今言ったとおりに、生まれたときから中国の常識と日本の常識がちょっと若干違うということは、結局法人でも何でもやっていて、あの人はやることが、うちのが今朝ごみ捨てに行ったらば、やはりごみ捨て場へごみ、または山林、そういうガサヤブに、そういうところへごみを捨ててしまうのです。その常識が日本人ではなかなか常識的に、その地区地区でごみ回収、または燃えるもの、燃えないもの、また金属だけ、捨てられないもののいろいろありますけれども、あの人にそれで通用するかといったら通用しないのです。そこに捨ててしまうのが非常に多いのです。私の近くにごみ捨て場、集会所があるのだけれども、通り口にあるからいろいろな方が持ってくるのです。とにかく自分のうちでごみになったら、それが捨てられるものだと思って持ってきてしまうわけだ。だけれども、その地域では残ったごみは持つていって処分して、金をかけるほかないわけ。だから、ごみにかかわらず、全てのものにおいて生まれたときの自分の国で育った常識と日本の常識をもう少しひかってもらえるようにやってもらわないと、これが非常に見えないところのごみ捨て場は、日本人ばかりでないです。よそから来た国の外国人の方もかなり捨てております。そういうところが最終的には我々の税金で処分しなくてはならないようになってしまします。これはこういうばかりでなく、今言ったとおりにビニールハウスのビニールからいろいろなものに関して、これからはそういうことが出てくると思います。農家が使うコンテナにしたって、ずっと何十年も何百年も使えるわけではないのだから、いずれ耐用年数が来たらだけれども、そういうものも処分するのにお金かかるから、結局そこら辺へやってしまったときに我々住民が税金で処分しなくてはならない。そういうことがあるものだから、もう少しそういう外国人の方が土地を取得するのは、別に農家をやつてくれるの結構なのだけれども、そういうことに関してはもう少し市のほうとしても、またこの農業委員会としても、市の税金をそ

	<p>ういうところに使うのではなくて、やはり皆さんのがいいところに使うためにも、そういうところを何かいい方法あって解決できればいいなと考えておりますので、それは市長に会ったときにも、私からこういうことは市長の耳にある程度はお願いしておりますけれども、やはり私一人では駄目でございますので、農業委員会もそういうところにも目を光させていただいて、常に日本の常識を分かってもらえるような、そんな場面を設けてもらえたらいのではないかなと思っております。</p> <p>そういうことがちょっと気がついたもので、今日皆様に一つそういうことを知っている方がいらっしゃれば、そういうこともひとつお願い。私の近くにも中国人いますけれども、やはり言いました。ごみは年間に、自分らでできないから年間費を払ってそこでごみ捨てることできるのだから、だから燃えるものと燃えないものを分別してちゃんときちんとやってもらわないとごみ捨てられませんからということで、それを守ってもらわなければごみ捨てない。自分で処理するのにはごみ集積所へ行って処分してもらわなければいけないから、そこらここらに捨てたのでは、ここに住めなくなるからねと、あなた方はここに住めなくなるからねと、近所の人に迷惑するようなことでは非常に困るのだからということをお願いしたこともありますので、やはり皆さんも知っている方がいらっしゃれば、そういうこともお願いしていただければいいなと思っておりますので、ひとつご報告、それから皆さんにお願いをいたします。もし分かっていれば。そういうことでございます。</p> <p>では、どうですか、そのほかありますでしょうか。</p> <p>(発言なし)</p>
議 長	<p>ないようなので、事務局のほうもないですか。 議事日程を全て終了いたします。慎重審議どうもありがとうございました。</p> <p>以上をもちまして、鉢田市農業委員会12月定例総会を閉会いたします。</p> <p>午後3時7分　閉　会</p> <p>署　名　人</p> <p><u>議長（会長）</u></p> <p><u>21番委員</u></p>

22番 委員